

新旧对照表

現 行
(許可申請書に添付する図書) 第12条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。 (1) 申請の理由書 (2) 省令第1条の3に規定する図書 (3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面 (4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 防火地域図 イ 両側の建築物構造種別図 (5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 同一壁面線上の建築物の配置図 イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図 (6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあっては、同号に掲げる調書 イ 工場の用途に供する建築物にあっては、機械配置図及び作業工程を明示する図書 ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。） エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。）の建築物の用途別現況図 オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあっては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書 (7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書 イ 用途地域図 ウ 周辺の建築物の用途別現況図 (8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、 <u>第55条第3項第1号</u> 若しくは第2号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 用途地域図 イ 周辺の道路配置状況図 ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面 エ 周辺の建築物の用途別現況図 (9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 用途地域図 イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書 ウ 周辺の道路配置状況図 エ 周辺の建築物の用途別現況図 2 (略) 3 知事は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

改 正 案
(許可申請書に添付する図書) 第12条 省令第10条の4第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。 (1) 申請の理由書 (2) 省令第1条の3に規定する図書 (3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面 (4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 防火地域図 イ 両側の建築物構造種別図 (5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 同一壁面線上の建築物の配置図 イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図 (6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあっては、同号に掲げる調書 イ 工場の用途に供する建築物にあっては、機械配置図及び作業工程を明示する図書 ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。） エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。）の建築物の用途別現況図 オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあっては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書 (7) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書 イ 用途地域図 ウ 周辺の建築物の用途別現況図 (8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、 <u>第55条第3項若しくは第4項各号</u> 、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、 <u>第58条第2項</u> 、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 用途地域図 イ 周辺の道路配置状況図 ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面 エ 周辺の建築物の用途別現況図 (9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 用途地域図 イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書 ウ 周辺の道路配置状況図 エ 周辺の建築物の用途別現況図 2 (略) 3 知事は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

現 行

(認定申請書に添付する図書)

第18条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図
- ウ 各階平面図
- エ 2面以上の立面図
- オ 断面図
- カ 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面

(2) 法第44条第1項第3号、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 用途地域図
- イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
- ウ 付近見取図
- エ 配置図
- オ 各階平面図
- カ 2面以上の立面図
- キ 断面図
- ク 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

(3) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図（空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。）
- ウ 2面以上の立面図
- エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
- オ 日影図
- カ 周辺の建築物の用途別現況図

(4) 法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書（建築物と高架の工作物との関係を明示したものとする。）

- ア 付近見取図
- イ 配置図
- ウ 2面以上の立面図
- エ 断面図
- オ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
- カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図
- キ 周辺の建築物の用途別現況図

(5) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 用途地域図
- イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書

改 正 案

(認定申請書に添付する図書)

第18条 省令第10条の4の2第1項の規定により知事が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図
- ウ 各階平面図
- エ 2面以上の立面図
- オ 断面図
- カ 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面

(2) 法第44条第1項第3号、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の5第1項若しくは第2項又は第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 用途地域図
- イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
- ウ 付近見取図
- エ 配置図
- オ 各階平面図
- カ 2面以上の立面図
- キ 断面図
- ク 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

(3) 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図
- ウ 各階平面図
- エ 2面以上の立面図
- オ 断面図
- カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図

(4) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
- イ 配置図（空地の面積及び敷地面積を明示したものとする。）
- ウ 2面以上の立面図
- エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
- オ 日影図
- カ 周辺の建築物の用途別現況図

(5) 法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書（建築物と高架の工作物との関係を明示したものとする。）

- ア 付近見取図
- イ 配置図
- ウ 2面以上の立面図
- エ 断面図
- オ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
- カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図
- キ 周辺の建築物の用途別現況図

(6) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 用途地域図
- イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書

新旧対照表

現 行
ウ 付近見取図 エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図 オ 一団地の住宅施設の配置図（道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとする。） カ 建築物の平面及び高さを示す図面 (6) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線についての地方公共団体の意見を記載した図書 イ 付近見取図 ウ 配置図 エ 各階平面図 オ 2面以上の立面図 カ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面 (7) 政令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 付近見取図 イ 配置図 ウ 各階平面図 エ 2面以上の立面図 オ 様式第3号又は様式第4号の調書 2 知事は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

改 正 案
ウ 付近見取図 エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図 オ 一団地の住宅施設の配置図（道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとする。） カ 建築物の平面及び高さを示す図面 (7) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線についての地方公共団体の意見を記載した図書 イ 付近見取図 ウ 配置図 エ 各階平面図 オ 2面以上の立面図 カ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面 (8) 政令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書 ア 付近見取図 イ 配置図 ウ 各階平面図 エ 2面以上の立面図 オ 様式第3号又は様式第4号の調書 2 知事は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。